

現行

大阪府地域防災計画

基本対策

平成24年修正

大阪府防災会議

修正案

大阪府地域防災計画

基本対策

平成26年修正

大阪府防災会議

平成26年〇月〇日施行

但し、第183回国会提出「災害対策基本法等の一部を改正する法律」に係る修正部分については、同法附則第1条に定める施行の日から施行する

| 現行 | 修正案 |
|--|---|
| <p>総 則 目 次</p> | <p>総 則 目 次</p> |
| <p>第1節 目的等…………… 3</p> <p> 第1 計画の目的</p> <p> 第2 計画の構成</p> <p> 第3 災害想定</p> | <p>第1節 目的等…………… 3</p> <p> 第1 計画の目的</p> <p> 第2 計画の構成</p> <p> 第3 災害想定</p> |
| <p>第2節 防災の基本方針…………… 4</p> | <p>第2節 防災の基本方針…………… 5</p> |
| <p>第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱…………… 5</p> <p> 第1 防災関係機関の基本的責務</p> <p> 第2 防災関係機関の業務大綱</p> | <p>第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱…………… 6</p> <p> 第1 防災関係機関の基本的責務</p> <p> 第2 防災関係機関の業務大綱</p> |
| <p>第4節 住民、事業者の基本的責務…………… 20</p> <p> 第1 住民の基本的責務</p> <p> 第2 事業者の基本的責務</p> <p> 第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開</p> | <p>第4節 住民、事業者の基本的責務…………… 21</p> <p> 第1 住民の基本的責務</p> <p> 第2 事業者の基本的責務</p> <p> 第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開</p> |
| <p>第5節 計画の修正…………… 21</p> | <p>第5節 計画の修正…………… 22</p> |
| <p>災 害 予 防 対 策 目 次</p> | <p>災 害 予 防 対 策 目 次</p> |
| <p>第1章 防災体制の整備</p> | <p>第1章 防災体制の整備</p> |
| <p>第1節 総合的防災体制の整備…………… 25</p> <p> 第1 組織体制の整備</p> <p> 第2 防災拠点機能等の確保、充実</p> <p> 第3 防災拠点機能の確保、充実</p> <p> 第4 装備資機材等の備蓄</p> <p> 第5 防災訓練の実施</p> <p> 第6 広域防災体制の整備</p> <p> 第7 人材の育成</p> <p> 第8 防災に関する調査研究の推進</p> <p> 第9 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備</p> | <p>第1節 総合的防災体制の整備…………… 27</p> <p> 第1 組織体制の整備</p> <p> 第2 防災拠点機能の確保、充実</p> <p> 第3 装備資機材等の備蓄</p> <p> 第4 防災訓練の実施</p> <p> 第5 広域防災体制の整備</p> <p> 第6 人材の育成</p> <p> 第7 防災に関する調査研究の推進</p> <p> 第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備</p> <p> 第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策</p> <p> 第10 事業者・ボランティアとの連携</p> |

| | |
|----------------------|----|
| 第2節 情報収集伝達体制の整備 | 36 |
| 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備 | |
| 第2 情報収集伝達体制の強化 | |
| 第3 災害広報体制の整備 | |
| 第4 気象観測体制の整備 | |
| 第3節 消火・救助・救急体制の整備 | 40 |
| 第1 市町村 | |
| 第2 府 | |
| 第3 府警察 | |
| 第4 第五管区海上保安本部 | |
| 第5 連携体制の整備 | |
| 第4節 災害時医療体制の整備 | 42 |
| 第1 災害医療の基本的考え方 | |
| 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 | |
| 第3 現地医療体制の整備 | |
| 第4 後方医療体制の整備 | |
| 第5 医薬品等の確保体制の整備 | |
| 第6 患者等搬送体制の確立 | |
| 第7 個別疾病対策 | |
| 第8 関係機関協力体制の確立 | |
| 第9 医療関係者に対する訓練等の実施 | |
| 第5節 緊急輸送体制の整備 | 47 |
| 第1 陸上輸送体制の整備 | |
| 第2 航空輸送体制の整備 | |
| 第3 水上輸送体制の整備 | |
| 第4 輸送基地の確保 | |
| 第5 輸送手段の確保 | |
| 第6 交通規制・管制の確保 | |
| 第6節 避難収容体制の整備 | 50 |
| 第1 避難地、避難路の選定 | |
| 第2 避難地、避難路の安全性の向上 | |
| 第3 避難所の選定、整備 | |
| 第4 避難誘導体制の整備 | |
| 第5 応急危険度判定体制の整備 | |
| 第6 応急仮設住宅等の事前準備 | |
| 第7 斜面判定制度の活用 | |

| | |
|---------------------------------|----|
| 第2節 情報収集伝達体制の整備 | 39 |
| 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備 | |
| 第2 情報収集伝達体制の強化 | |
| 第3 災害広報体制の整備 | |
| 第4 気象観測体制の整備 | |
| 第3節 消火・救助・救急体制の整備 | 43 |
| 第1 市町村 | |
| 第2 府 | |
| 第3 府警察 | |
| 第4 第五管区海上保安本部 | |
| 第5 連携体制の整備 | |
| 第4節 災害時医療体制の整備 | 46 |
| 第1 災害医療の基本的考え方 | |
| 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備 | |
| 第3 現地医療体制の整備 | |
| 第4 後方医療体制の整備 | |
| 第5 医薬品等の確保体制の整備 | |
| 第6 患者等搬送体制の確立 | |
| 第7 個別疾病対策 | |
| 第8 関係機関協力体制の確立 | |
| 第9 医療関係者に対する訓練等の実施 | |
| 第5節 緊急輸送体制の整備 | 51 |
| 第1 陸上輸送体制の整備 | |
| 第2 航空輸送体制の整備 | |
| 第3 水上輸送体制の整備 | |
| 第4 輸送基地の確保 | |
| 第5 輸送手段の確保 | |
| 第6 交通規制・管制の確保 | |
| 第6節 避難 <u>受入れ</u> 体制の整備 | 54 |
| 第1 避難 <u>場所</u> 、避難路の <u>指定</u> | |
| 第2 避難 <u>場所</u> 、避難路の安全性の向上 | |
| 第3 避難所の <u>指定</u> 、整備 | |
| 第4 避難誘導体制の整備 | |
| 第 <u>5</u> <u>広域避難体制の整備</u> | |
| 第 <u>6</u> 応急危険度判定体制の整備 | |
| 第 <u>7</u> 応急仮設住宅等の事前準備 | |
| 第 <u>8</u> 斜面判定制度の活用 | |

| | |
|------------------------|----|
| 第7節 緊急物資確保体制の整備 | 55 |
| 第1 給水体制の整備 | |
| 第2 食料・生活必需品の確保 | |
| 第8節 ライフライン確保体制の整備 | 58 |
| 第1 上水道・工業用水道 | |
| 第2 下水道 | |
| 第3 電力 | |
| 第4 ガス | |
| 第5 電気通信 | |
| 第6 住民への広報 | |
| 第9節 交通確保体制の整備 | 63 |
| 第1 鉄軌道施設 | |
| 第2 道路施設 | |
| 第3 港湾施設、漁港施設 | |
| 第4 空港施設 | |
| 第10節 災害時要援護者支援体制の整備 | 64 |
| 第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備 | |
| 第2 福祉避難所の選定 | |
| 第3 外国人に対する支援体制整備 | |
| 第4 その他の災害時要援護者に対する配慮 | |
| 第11節 帰宅困難者支援体制の整備 | 66 |
| 第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 | |
| 第2 駅周辺における滞留者の対策 | |
| 第3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発 | |
| 第4 代替輸送確保の仕組み | |
| 第2章 地域防災力の向上 | |
| 第1節 防災意識の高揚 | 71 |
| 第1 防災知識の普及啓発 | |
| 第2 学校における防災教育 | |
| 第3 災害教育の伝承 | |

第9 罹災証明書の発行体制の整備

| | |
|------------------------------|----|
| 第7節 緊急物資確保体制の整備 | 60 |
| 第1 給水体制の整備 | |
| 第2 食料・生活必需品の確保 | |
| 第8節 ライフライン確保体制の整備 | 63 |
| 第1 上水道・工業用水道 | |
| 第2 下水道 | |
| 第3 電力 | |
| 第4 ガス | |
| 第5 電気通信 | |
| 第6 住民への広報 | |
| 第9節 交通確保体制の整備 | 68 |
| 第1 鉄軌道施設 | |
| 第2 道路施設 | |
| 第3 港湾施設、漁港施設 | |
| 第4 空港施設 | |
| 第10節 避難行動要支援者 支援体制の整備 | 69 |
| 第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備 | |
| 第2 社会福祉施設の取組み | |
| 第3 福祉避難所の指定 | |
| 第4 外国人に対する支援体制整備 | |
| 第5 その他の要配慮者 に対する配慮 | |
| 第11節 帰宅困難者支援体制の整備 | 72 |
| 第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動 | |
| 第2 駅周辺における滞留者の対策 | |
| 第3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発 | |
| 第4 代替輸送確保の仕組み | |
| 第5 徒歩帰宅者への支援 | |
| 第2章 地域防災力の向上 | |
| 第1節 防災意識の高揚 | 77 |
| 第1 防災知識の普及啓発 | |
| 第2 防災教育 | |
| 第3 災害教訓の伝承 | |

| | |
|------------------------------|--|
| 第2節 自主防災体制の整備…………… 73 | 第2節 自主防災体制の整備…………… 80 |
| 第1 自主防災組織の育成 | 第1 <u>地区防災計画の策定等</u> |
| 第2 事業者による自主防災体制の整備 | 第2 自主防災組織の育成 |
| 第3 救助活動の支援 | 第3 事業者による自主防災体制の整備 |
| | 第4 救助活動の支援 |
| 第3節 ボランティアの活動環境の整備…………… 76 | 第3節 ボランティアの活動環境の整備…………… 83 |
| 第4節 企業防災の促進…………… 77 | 第4節 企業防災の促進…………… 84 |
| 第3章 災害予防対策の推進 | 第3章 災害予防対策の推進 |
| 第1節 都市防災機能の強化…………… 81 | 第1節 都市防災機能の強化…………… 87 |
| 第1 防災空間の整備 | 第1 防災空間の整備 |
| 第2 都市基盤施設の防災機能の強化 | 第2 都市基盤施設の防災機能の強化 |
| 第3 密集市街地の整備促進 | 第3 密集市街地の整備促進 |
| 第4 建築物の安全性に関する指導等 | 第4 建築物の安全性に関する指導等 |
| 第5 文化財 | 第5 文化財 |
| 第6 ライフライン・放送施設災害予防対策 | 第6 ライフライン・放送施設災害予防対策 |
| | 第7 <u>災害発生時の廃棄物処理体制の確保</u> |
| 第2節 地震災害予防対策の推進…………… 87 | 第2節 地震災害予防対策の推進…………… 95 |
| 第1 大阪府地震防災アクションプランの推進 | 第1 大阪府地震防災アクションプランの推進 |
| 第2 大規模地震の被害想定 | 第2 大規模地震の被害想定 <u>(平成18年度実施)</u> |
| 第3 大阪府地震防災アクションプランの概要 | 第3 <u>大規模地震の被害想定 (平成25年度実施)</u> |
| 第4 地震・津波観測体制の整備 | 第4 大阪府地震防災アクションプランの概要 |
| 第5 建築物の耐震対策の促進 | 第5 地震・津波観測体制の整備 |
| 第6 土木構造物の耐震対策の推進 | 第6 建築物の耐震対策等の促進 |
| 第7 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 | 第7 土木構造物の耐震対策等の推進 |
| 第8 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用 | 第8 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 |
| 第3節 津波災害予防対策の推進…………… 95 | 第3節 津波災害予防対策の推進…………… 104 |
| 第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方 | 第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方 |
| 第2 総合的な津波災害対策の推進 | 第2 <u>ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）</u> |
| 第3 津波に強いまちづくり | 第3 <u>防潮堤等の整備等</u> |
| 第4 津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定 | 第4 津波・高潮ステーション |
| 第5 防潮施設及び道路網の整備 | 第5 <u>津波から「逃げる」ための総合的な対策</u> |
| 第6 避難関連施設の整備 | |
| 第7 津波に対する知識の普及・啓発 | |
| 第8 当面の大阪府の津波対策 | |
| 第9 東南海・南海地震による津波防災対策の総合的な推進等 | |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第4節 水害予防対策の推進 | 101 |
| 第1 河川の改修 | |
| 第2 高潮対策 | |
| 第3 水害減災対策 | |
| 第4 下水道の整備 | |
| 第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 | |
| 第6 地盤沈下対策 | |
| 第5節 土砂災害予防対策の推進 | 106 |
| 第1 土石流対策（砂防） | |
| 第2 地すべり対策 | |
| 第3 急傾斜地崩壊対策 | |
| 第4 土砂災害警戒区域等における防災対策 | |
| 第5 土砂災害警戒情報の作成・発表 | |
| 第6 山地災害対策 | |
| 第7 宅地防災対策 | |
| 第8 道路防災対策 | |
| 第6節 危険物等災害予防対策の推進 | 109 |
| 第1 危険物災害予防対策 | |
| 第2 高圧ガス災害予防対策 | |
| 第3 火薬類災害予防対策 | |
| 第4 毒物劇物災害予防対策 | |
| 第5 危険物積載船舶等災害予防対策 | |
| 第7節 火災予防対策の推進 | 113 |
| 第1 建築物等の火災予防 | |
| 第2 林野火災予防 | |

災 害 応 急 対 策 目 次

第1章 活動体制の確立

| | |
|-----------|-----|
| 第1節 組織動員 | 119 |
| 第1 府の組織体制 | |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第4節 水害予防対策の推進 | 111 |
| 第1 <u>洪水対策</u> | |
| 第2 高潮対策 | |
| 第3 水害減災対策 | |
| 第4 下水道の整備 | |
| 第5 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 | |
| 第6 地盤沈下対策 | |
| 第5節 土砂災害予防対策の推進 | 117 |
| 第 <u>1</u> 土砂災害警戒区域等における防災対策 | |
| 第 <u>2</u> 土石流対策（砂防） | |
| 第 <u>3</u> 地すべり対策 | |
| 第 <u>4</u> 急傾斜地崩壊対策 | |
| 第5 土砂災害警戒情報の作成・発表 | |
| 第6 山地災害対策 | |
| 第7 宅地防災対策 | |
| 第8 道路防災対策 | |
| 第6節 危険物等災害予防対策の推進 | 120 |
| 第1 危険物災害予防対策 | |
| 第2 高圧ガス災害予防対策 | |
| 第3 火薬類災害予防対策 | |
| 第4 毒物劇物災害予防対策 | |
| 第5 危険物積載船舶等災害予防対策 | |
| 第 <u>6</u> <u>管理化学物質災害予防対策</u> | |
| 第 <u>7</u> <u>石油コンビナート等災害予防対策</u> | |
| 第7節 火災予防対策の推進 | 124 |
| 第1 建築物等の火災予防 | |
| 第2 林野火災予防 | |

災 害 応 急 対 策 目 次

第1章 活動体制の確立

| | |
|-----------|-----|
| 第1節 組織動員 | 129 |
| 第1 府の組織体制 | |

| | |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| 第2 府の動員配備体制 | 第2 府の動員配備体制 |
| 第3 市町村の組織動員配備体制 | 第3 市町村の組織動員配備体制 |
| 第4 防災関係機関の組織動員配備体制 | 第4 関西広域連合の組織動員配備体制 |
| | 第5 防災関係機関の組織動員配備体制 |
| 第2節 自衛隊の災害派遣…………… 125 | 第2節 自衛隊の災害派遣…………… 135 |
| 第1 知事の派遣要請 | 第1 知事の派遣要請 |
| 第2 自衛隊の自発的出動基準 | 第2 自衛隊の自発的出動基準 |
| 第3 派遣部隊の受入れ | 第3 派遣部隊の受入れ |
| 第4 派遣部隊の活動 | 第4 派遣部隊の活動 |
| 第5 撤収要請 | 第5 撤収要請 |
| 第3節 広域応援等の要請・受入れ…………… 128 | 第3節 広域応援等の要請・受入れ・ <u>支援</u> …………… 138 |
| 第1 府 | 第1 府 |
| 第2 府公安委員会 | 第2 府公安委員会 |
| 第3 市町村 | 第3 市町村 |
| 第4 広域応援等の受入れ | 第4 広域応援等の受入れ |
| 第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣 | 第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣 |
| | <u>第4節 災害緊急事態</u> …………… 143 |
| 第2章 情報収集伝達・警戒活動 | 第2章 情報収集伝達・警戒活動 |
| 第1節 警戒期の情報伝達…………… 133 | 第1節 警戒期の情報伝達…………… 147 |
| 第1 気象予警報の伝達 | 第1 気象予警報の伝達 |
| 第2 土砂災害警戒情報の伝達 | 第2 土砂災害警戒情報の伝達 |
| 第3 津波警報・注意報等の伝達 | 第3 津波警報・注意報等の伝達 |
| 第4 住民への周知 | 第4 住民への周知 |
| 第2節 警戒活動…………… 154 | 第2節 警戒活動…………… 174 |
| 第1 気象観測情報の収集伝達 | 第1 気象観測情報の収集伝達 |
| 第2 水防警報及び洪水予報等 | 第2 水防警報及び洪水予報等 |
| 第3 水防活動 | 第3 水防活動 |
| 第4 土砂災害警戒活動 | 第4 土砂災害警戒活動 |
| 第5 異常現象発見時の通報 | 第5 異常現象発見時の通報 |
| 第6 ライフライン・交通等警戒活動 | 第6 ライフライン・交通等警戒活動 |
| 第7 在港船舶避難活動 | 第7 在港船舶避難活動 |
| 第8 流木防止活動 | 第8 流木防止活動 |
| 第3節 津波警戒活動…………… 163 | 第3節 津波警戒活動…………… 183 |
| 第1 避難対策等 | 第1 避難対策等 |

| | |
|---------------------|-----|
| 第2 水防活動 | |
| 第3 ライフライン・放送事業者の活動 | |
| 第4 交通対策 | |
| 第5 在港船舶に対する周知活動 | |
| 第6 流木防止活動 | |
| 第4節 発災直後の情報収集伝達 | 169 |
| 第1 情報収集伝達経路 | |
| 第2 府における情報収集伝達 | |
| 第3 市町村における情報収集伝達 | |
| 第4 防災関係機関の情報収集伝達 | |
| 第5 通信手段の確保 | |
| 第5節 災害広報 | 173 |
| 第1 災害広報 | |
| 第2 報道機関との連携 | |
| 第3 広聴活動の実施 | |
| 第3章 消火、救助、救急、医療救護 | |
| 第1節 消火・救助・救急活動 | 179 |
| 第1 市町村 | |
| 第2 府 | |
| 第3 府警察 | |
| 第4 第五管区海上保安本部 | |
| 第5 各機関による連絡会議の設置 | |
| 第6 自主防災組織 | |
| 第2節 医療救護活動 | 181 |
| 第1 医療情報の収集・提供活動 | |
| 第2 現地医療対策 | |
| 第3 後方医療対策 | |
| 第4 医薬品等の確保・供給活動 | |
| 第5 個別疾病対策 | |
| 第4章 避難収容 | |
| 第1節 避難誘導 | 189 |
| 第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報 | |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第2 水防活動 | |
| 第3 ライフライン・放送事業者の活動 | |
| 第4 交通対策 | |
| 第5 在港船舶に対する周知活動 | |
| 第6 流木防止活動 | |
| 第4節 発災直後の情報収集伝達 | 189 |
| 第1 情報収集伝達経路 | |
| 第2 府における情報収集伝達 | |
| 第3 市町村における情報収集伝達 | |
| 第4 防災関係機関の情報収集伝達 | |
| 第5 通信手段の確保 | |
| 第5節 災害広報 | 193 |
| 第1 災害広報 | |
| 第2 報道機関との連携 | |
| 第3 広聴活動の実施 | |
| 第3章 消火、救助、救急、医療救護 | |
| 第1節 消火・救助・救急活動 | 199 |
| 第1 市町村 | |
| 第2 府 | |
| 第3 府警察 | |
| 第4 第五管区海上保安本部 | |
| 第5 各機関による連絡会議の設置 | |
| 第6 自主防災組織 | |
| 第7 惨事ストレス対策 | |
| 第2節 医療救護活動 | 201 |
| 第1 <u>医療救護活動に関する府の組織体制</u> | |
| 第2 医療情報の収集・提供活動 | |
| 第3 現地医療対策 | |
| 第4 後方医療対策 | |
| 第5 医薬品等の確保・供給活動 | |
| 第6 個別疾病対策 | |
| 第4章 避難 <u>行動</u> | |
| 第1節 避難誘導 | 209 |
| 第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報 | |

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示 | 第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示 |
| 第3 住民への周知 | 第3 住民への周知 |
| 第4 避難者の誘導等 | 第4 避難者の誘導等 |
| 第5 警戒区域の設定 | <u>第5 被災者の運送</u> |
| | 第6 警戒区域の設定 |
| 第2節 避難所の開設・運営…………… 192 | 第2節 避難所の開設・運営 <u>等</u> …………… 213 |
| 第1 避難所の開設 | 第1 避難所の開設 |
| 第2 避難所の管理、運営 | 第2 避難所の管理、運営 |
| 第3 避難所の早期解消のための取組み | 第3 避難所の早期解消のための取組み <u>等</u> |
| 第3節 災害時要援護者への支援…………… 194 | 第3節 <u>避難行動要支援者</u> への支援…………… 215 |
| 第1 災害時要援護者の被災状況の把握等 | 第1 <u>避難行動要支援者</u> の被災状況の把握等 |
| 第2 被災した災害時要援護者への支援活動 | 第2 被災した <u>避難行動要支援者</u> への支援活動 |
| | <u>第4節 広域一時滞在</u> …………… 217 |
| 第5章 交通対策、緊急輸送活動 | 第5章 交通対策、緊急輸送活動 |
| 第1節 交通規制・緊急輸送活動…………… 199 | 第1節 交通規制・緊急輸送活動…………… 221 |
| 第1 陸上輸送 | 第1 陸上輸送 |
| 第2 水上輸送 | 第2 水上輸送 |
| 第3 航空輸送 | 第3 航空輸送 |
| 第2節 交通の維持復旧…………… 203 | 第2節 交通の維持復旧…………… 225 |
| 第1 交通の安全確保 | 第1 交通の安全確保 |
| 第2 交通の機能確保 | 第2 交通の機能確保 |
| 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 | 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 |
| 第1節 公共施設応急対策…………… 207 | 第1節 公共施設応急対策…………… 229 |
| 第1 公共土木施設等 | 第1 公共土木施設等 |
| 第2 公共建築物 | 第2 公共建築物 |
| 第3 応急工事 | 第3 応急工事 |
| 第2節 民間建築物等応急対策…………… 209 | 第2節 民間建築物等応急対策…………… 231 |
| 第1 民間建築物等 | 第1 民間建築物等 |
| 第2 危険物等 | 第2 危険物等 |
| 第3 放射性物質 | 第3 放射性物質 |
| 第4 文化財 | 第4 文化財 |

| | |
|---------------------|-----|
| 第3節 ライフライン・放送の確保 | 211 |
| 第1 被害状況の報告 | |
| 第2 ライフライン事業者における対応 | |
| 第3 放送事業者における対応 | |
| 第4節 農林水産関係応急対策 | 214 |
| 第1 農業用施設 | |
| 第2 漁港施設 | |
| 第3 農作物 | |
| 第4 畜産 | |
| 第5 林産物 | |
| 第7章 被災者の生活支援 | |
| 第1節 災害救助法の適用 | 219 |
| 第1 法の適用 | |
| 第2 救助の内容 | |
| 第2節 緊急物資の供給 | 220 |
| 第1 給水活動 | |
| 第2 食料・生活必需品の供給 | |
| 第3節 住宅の応急確保 | 222 |
| 第1 被災住宅の応急修理 | |
| 第2 住居障害物の除去 | |
| 第3 応急仮設住宅の建設 | |
| 第4 応急仮設住宅の運営管理 | |
| 第5 公共住宅への一時入居 | |
| 第6 住宅に関する相談窓口の設置等 | |
| 第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請 | |
| 第8 建設用資機材等の調達 | |
| 第4節 応急教育 | 224 |
| 第1 教育施設の応急整備 | |
| 第2 応急教育体制の確立 | |
| 第3 就学援助等 | |

| | |
|------------------------|-----|
| 第3節 ライフライン・放送の確保 | 233 |
| 第1 被害状況の報告 | |
| 第2 ライフライン事業者における対応 | |
| 第3 放送事業者における対応 | |
| 第4節 農林水産関係応急対策 | 236 |
| 第1 農業用施設 | |
| 第2 漁港施設 | |
| 第3 農作物 | |
| 第4 畜産 | |
| 第5 林産物 | |
| 第7章 被災者の生活支援 | |
| <u>第1節 オペレーション体制</u> | 241 |
| <u>第2節 住民等からの問い合わせ</u> | 241 |
| 第3節 災害救助法の適用 | 242 |
| 第1 法の適用 | |
| 第2 救助の内容 | |
| 第4節 緊急物資の供給 | 243 |
| <u>第1 物資等の運送要請</u> | |
| 第2 給水活動 | |
| 第3 食料・生活必需品の供給 | |
| 第5節 住宅の応急確保 | 246 |
| 第1 被災住宅の応急修理 | |
| 第2 住居障害物の除去 | |
| 第3 応急仮設住宅の建設 | |
| 第4 応急仮設住宅の運営管理 | |
| 第5 公共住宅への一時入居 | |
| 第6 住宅に関する相談窓口の設置等 | |
| 第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請 | |
| 第8 建設用資機材等の調達 | |
| 第6節 応急教育 | 248 |
| 第1 教育施設の応急整備 | |
| 第2 応急教育体制の確立 | |
| 第3 就学援助等 | |

第5節 自発的支援の受入れ…………… 226

第1 ボランティアの受入れ

第2 義援金品の受付・配分

第3 海外からの支援の受入れ

第4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動…………… 231

第1 防疫活動

第2 食品衛生監視活動

第3 被災者の健康維持活動

第4 応援要請

第5 動物保護等の実施

第2節 廃棄物の処理…………… 235

第1 し尿処理

第2 ごみ処理

第3 がれき処理

第3節 遺体の処理、火葬等…………… 237

第1 府警察、第五管区海上保安本部

第2 市町村

第3 応援要請

第4節 社会秩序の維持…………… 238

第1 住民への呼びかけ

第2 警備活動

第3 物価の安定及び物資の安定供給

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応 目次

第1章 総則…………… 243

第1 目的

第2 基本方針

第7節 自発的支援の受入れ…………… 250

第1 ボランティアの受入れ

第2 義援金品の受付・配分

第3 海外からの支援の受入れ

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動…………… 257

第1 防疫活動

第2 食品衛生監視活動

第3 被災者の健康維持活動

第4 応援要請

第5 動物保護等の実施

第2節 廃棄物の処理…………… 261

第1 し尿処理

第2 ごみ処理

第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

第3節 遺体の処理、火葬等…………… 263

第1 府警察、第五管区海上保安本部

第2 市町村

第3 府

第4節 社会秩序の維持…………… 265

第1 住民への呼びかけ

第2 警戒活動の強化

第3 暴力団排除活動の徹底

第4 物価の安定及び物資の安定供給

付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応 目次

第1章 総則…………… 269

第1 目的

第2 基本方針

| | |
|----------------------|-----|
| 第2章 東海地震注意情報発表時の措置 | 244 |
| 第1 東海地震注意情報の伝達 | |
| 第2 警戒態勢の準備 | |
| 第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置 | 245 |
| 第1 東海地震予知情報等の伝達 | |
| 第2 警戒態勢の確立 | |
| 第3 住民等に対する広報 | |

事故等災害応急対策 目次

| | |
|------------------|-----|
| 第1節 海上災害応急対策 | 251 |
| 第1 府の組織動員 | |
| 第2 通報連絡体制 | |
| 第3 事故発生時における応急措置 | |
| 第4 事故対策連絡調整本部の設置 | |
| 第2節 航空災害応急対策 | 259 |
| 第1 府の組織動員 | |
| 第2 大阪国際空港 | |
| 第3 関西国際空港 | |
| 第4 八尾空港 | |
| 第5 その他の地域 | |
| 第3節 鉄道災害応急対策 | 268 |
| 第1 府の組織動員 | |
| 第2 情報収集伝達体制 | |
| 第3 鉄軌道事業者の災害応急対策 | |
| 第4節 道路災害応急対策 | 271 |
| 第1 府の組織動員 | |
| 第2 情報収集伝達体制 | |
| 第3 道路管理者の災害応急対策 | |
| 第5節 危険物等災害応急対策 | 274 |
| 第1 府の組織動員 | |

| | |
|----------------------|-----|
| 第2章 東海地震注意情報発表時の措置 | 270 |
| 第1 東海地震注意情報の伝達 | |
| 第2 警戒態勢の準備 | |
| 第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置 | 271 |
| 第1 東海地震予知情報等の伝達 | |
| 第2 警戒態勢の確立 | |
| 第3 住民等に対する広報 | |

事故等災害応急対策 目次

| | |
|------------------|-----|
| 第1節 海上災害応急対策 | 277 |
| 第1 府の組織動員 | |
| 第2 通報連絡体制 | |
| 第3 事故発生時における応急措置 | |
| 第4 事故対策連絡調整本部の設置 | |
| 第2節 航空災害応急対策 | 285 |
| 第1 府の組織動員 | |
| 第2 大阪国際空港 | |
| 第3 関西国際空港 | |
| 第4 八尾空港 | |
| 第5 その他の地域 | |
| 第3節 鉄道災害応急対策 | 295 |
| 第1 府の組織動員 | |
| 第2 情報収集伝達体制 | |
| 第3 鉄軌道事業者の災害応急対策 | |
| 第4節 道路災害応急対策 | 298 |
| 第1 府の組織動員 | |
| 第2 情報収集伝達体制 | |
| 第3 道路管理者の災害応急対策 | |
| 第5節 危険物等災害応急対策 | 301 |
| 第1 府の組織動員 | |

- 第2 危険物災害応急対策
- 第3 高圧ガス災害応急対策
- 第4 火薬類災害応急対策
- 第5 毒物劇物災害応急対策

第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策…………… 280

- 第1 府の組織動員
- 第2 通報連絡体制
- 第3 火災の警戒
- 第4 市町村
- 第5 府警察
- 第6 大阪ガス株式会社
- 第7 高層建築物、地下街の管理者等

第7節 林野火災応急対策…………… 285

- 第1 府の組織動員
- 第2 市町村の活動体制
- 第3 防災関係機関等の活動体制
- 第4 火災通報等
- 第5 火災の警戒

災害復旧・復興対策 目次

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進…………… 291

- 第1 被害の調査
- 第2 公共施設等の復旧
- 第3 激甚災害の指定
- 第4 激甚災害指定による財政援助

第2節 被災者の生活確保…………… 292

- 第1 災害弔慰金等の支給
- 第2 災害援護資金・生活資金等の貸付
- 第3 租税等の減免及び徴収猶予等

- 第2 危険物災害応急対策
- 第3 高圧ガス災害応急対策
- 第4 火薬類災害応急対策
- 第5 毒物劇物災害応急対策

第6 管理化学物質災害応急対策

第6節 高層建築物、地下街、市街地災害応急対策…………… 308

- 第1 府の組織動員
- 第2 通報連絡体制
- 第3 火災の警戒
- 第4 市町村
- 第5 府警察
- 第6 大阪ガス株式会社
- 第7 高層建築物、地下街の管理者等

第7節 林野火災応急対策…………… 313

- 第1 府の組織動員
- 第2 市町村の活動体制
- 第3 防災関係機関等の活動体制
- 第4 火災通報等
- 第5 火災の警戒

災害復旧・復興対策 目次

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧事業の推進…………… 319

- 第1 被害の調査
- 第2 公共施設等の復旧
- 第3 激甚災害の指定
- 第4 激甚災害指定による財政援助

第5 特定大規模災害

第2節 被災者の生活確保…………… 321

- 第1 災害弔慰金等の支給
- 第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

第3 罹災証明書の交付等

| | | |
|-------------------|--------------|-----|
| 第4 | 雇用機会の確保 | |
| 第5 | 住宅の確保等 | |
| 第6 | 被災者生活再建支援金 | |
| 第7 | り災証明書の交付 | |
| 第3節 | 中小企業の復旧支援 | 297 |
| 第1 | 府の措置 | |
| 第2 | 資金の融資 | |
| 第4節 | 農林漁業関係者の復旧支援 | 298 |
| 第1 | 府の措置 | |
| 第2 | 資金の融資 | |
| 第2章 災害復興対策 | | |
| 第1節 | 基本方向の決定 | 301 |
| 第2節 | 復興計画の作成 | 301 |
| 第3節 | 復興のための体制整備 | 301 |

| | | |
|-------------------|----------------------------|-----|
| 第4 | 租税等の減免及び徴収猶予等 | |
| 第5 | 雇用機会の確保 | |
| 第6 | 住宅の確保等 | |
| 第7 | 被災者生活再建支援金 | |
| 第3節 | 中小企業の復旧支援 | 326 |
| 第1 | 府の措置 | |
| 第2 | 資金の融資 | |
| 第4節 | 農林漁業関係者の復旧支援 | 327 |
| 第1 | 府の措置 | |
| 第2 | 資金の融資 | |
| 第5節 | <u>ライフライン等の復旧</u> | 328 |
| 第2章 災害復興対策 | | |
| 第1節 | <u>復興に向けた基本的な考え方</u> | 333 |
| 第2節 | <u>府における復興に向けた組織・体制整備</u> | 333 |
| 第1 | <u>復興対策本部の設置</u> | |
| 第2 | <u>関係機関との調整</u> | |
| 第3節 | <u>府における復興計画等の策定</u> | 334 |
| 第1 | <u>基本方針（基本方向）の決定</u> | |
| 第2 | <u>復興計画の策定</u> | |
| 第3 | <u>復興計画の内容</u> | |
| 第4 | <u>復興財源の確保</u> | |
| 第4節 | <u>市町村における復興に向けた取組み</u> | 335 |
| 第5節 | <u>関西広域連合における復興に向けた取組み</u> | 335 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|